

# 一時保護の現状について

# 一時保護所の概要

## 1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

## 2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。  
全国に136か所(平成28年4月1日現在)設置されている。

## 3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2  
29年度予算額：児童入所施設措置費等122,715,602千円の内数 〕

## 4 一時保護の具体例

### (1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

## 5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成27年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
23,276	17,554 (11,607)	90	3,536	1,870	226

【出典：福祉行政報告例】

# 一時保護所の設備及び職員配置基準

## 1 根拠

児童福祉法施行規則第35条 「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年省令)の規定を準用」

## 2 設備の基準

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所を必置とする

(2) 居室に関する条件

1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

(3) その他の設備条件

- ・便所 男子と女子を別(少数の児童を対象とする場合を除く)
- ・医務室及び静養室 児童30人以上の場合必置
- ・職業指導に必要な設備 児童の年齢、適性等に応じて設置

## 3 職員配置

(1) 必置とする職員

- ・児童指導員、嘱託医、保育士
- ・心理療法担当職員(※児童養護施設は心理療法を要する子ども又は保護者10人以上の場合に配置)
- ・個別対応職員(児童定員10人以下の場合は置かなくても可)(※児童養護施設は定員にかかわらず必置)
- ・栄養士(児童定員40人以下の場合は置かなくても可)
- ・調理員(調理全部委託の場合は置かなくても可)
- ・看護師(乳児が入所する場合は必置)
- ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合に必置)

(2) 職員配置基準

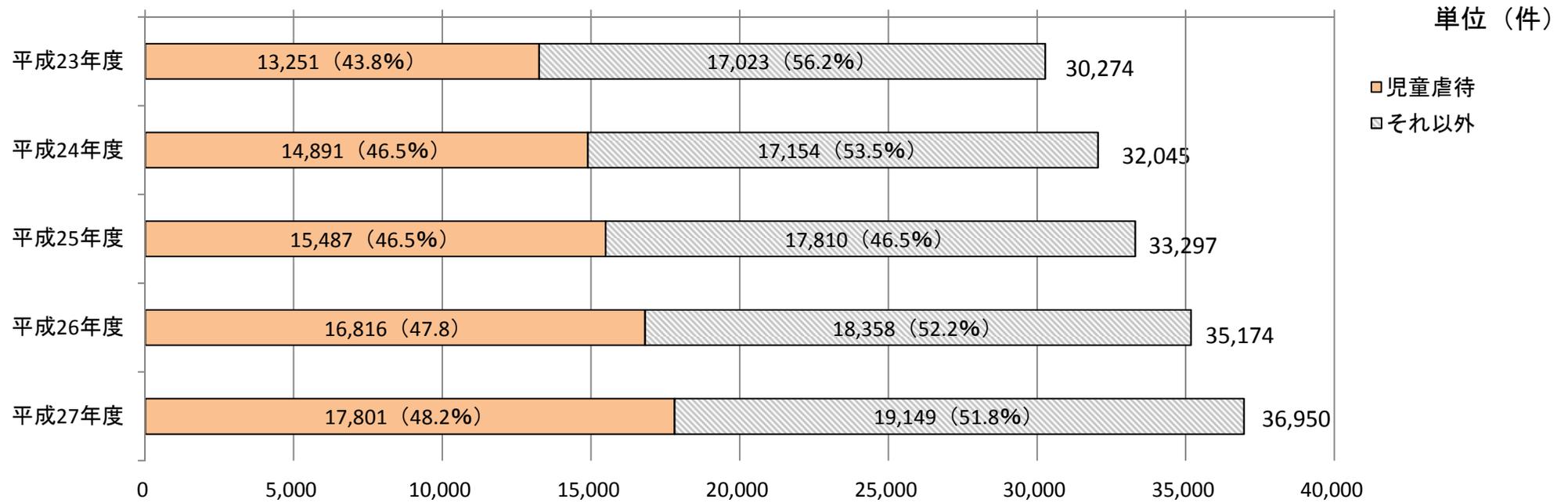
児童指導員及び 保育士の総数	2歳未満幼児 1.6人につき 1人以上	2歳以上3歳未満幼 児2人につき 1人以上	3歳以上 幼児4人につき 1人以上	小学校始期以降児 童5.5人につき 1人以上	児童45人以上 入所の場合 更に1人以上
看護師	乳児1.6人につき1人以上(乳児入所の場合必置)				

# 児童相談所及び一時保護所の設置状況

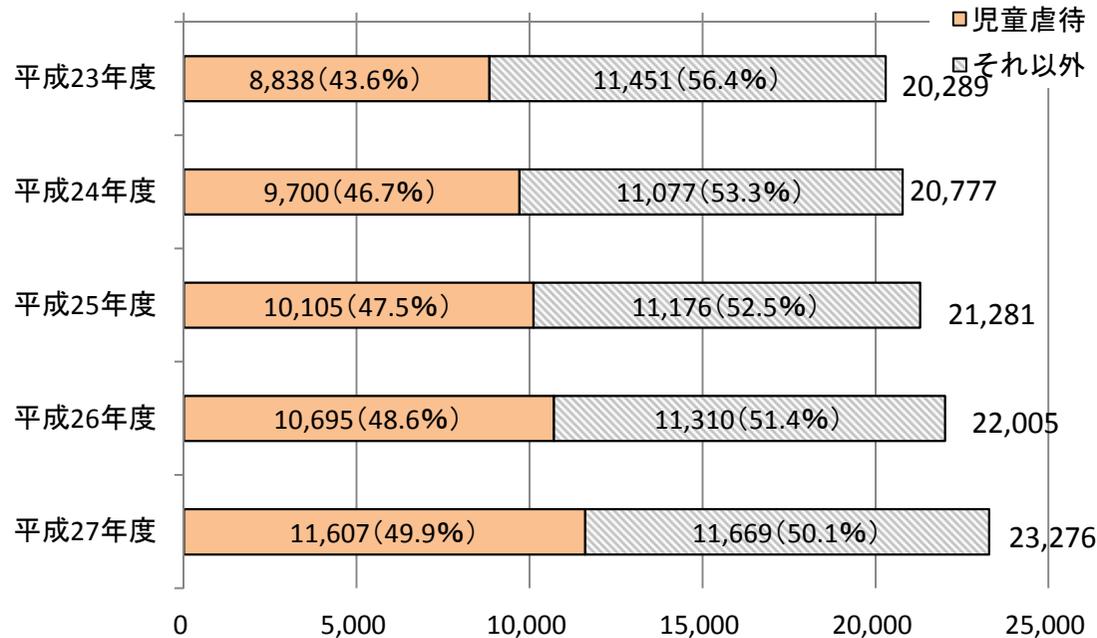
都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	28年度 (H28.4.1現在)	
	児童相談所	一時保護所
北海道	8	8
青森県	6	1
岩手県	3	3
宮城県	3	1
秋田県	3	1
山形県	2	2
福島県	4	4
茨城県	3	1
栃木県	3	1
群馬県	3	1
埼玉県	6	4
千葉県	6	6
東京都	11	7
神奈川県	5	3
新潟県	5	3
富山県	2	2
石川県	2	2
福井県	2	2
山梨県	2	2
長野県	5	2
岐阜県	5	2
静岡県	5	2
愛知県	10	2
三重県	5	2
滋賀県	3	2
京都府	3	3
大阪府	6	2
兵庫県	5	1
奈良県	2	1
和歌山県	2	1
鳥取県	3	3
島根県	4	4
岡山県	3	2
広島県	3	2
山口県	6	1

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	28年度 (H28.4.1現在)	
	児童相談所	一時保護所
徳島県	3	1
香川県	2	1
愛媛県	3	3
高知県	2	1
福岡県	6	4
佐賀県	1	1
長崎県	2	2
熊本県	2	1
大分県	2	1
宮崎県	3	3
鹿児島県	3	2
沖縄県	2	2
札幌市	1	1
仙台市	1	1
さいたま市	1	1
千葉市	1	1
横浜市	4	4
川崎市	3	2
相模原市	1	1
新潟市	1	1
静岡市	1	1
浜松市	1	1
名古屋市	2	2
京都市	2	1
大阪市	1	2
堺市	1	1
神戸市	1	1
岡山市	1	1
広島市	1	1
北九州市	1	1
福岡市	1	1
熊本市	1	1
横須賀市	1	1
金沢市	1	1
合計	209	136

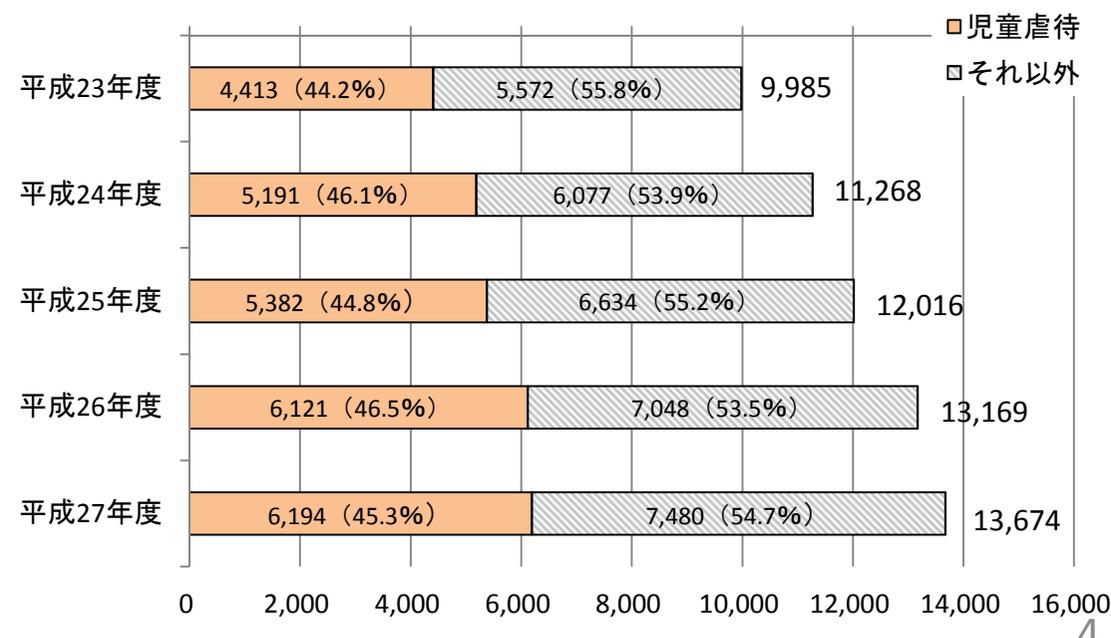
# 一時保護の状況



## 一時保護所への一時保護



## 児童福祉施設等への一時保護委託

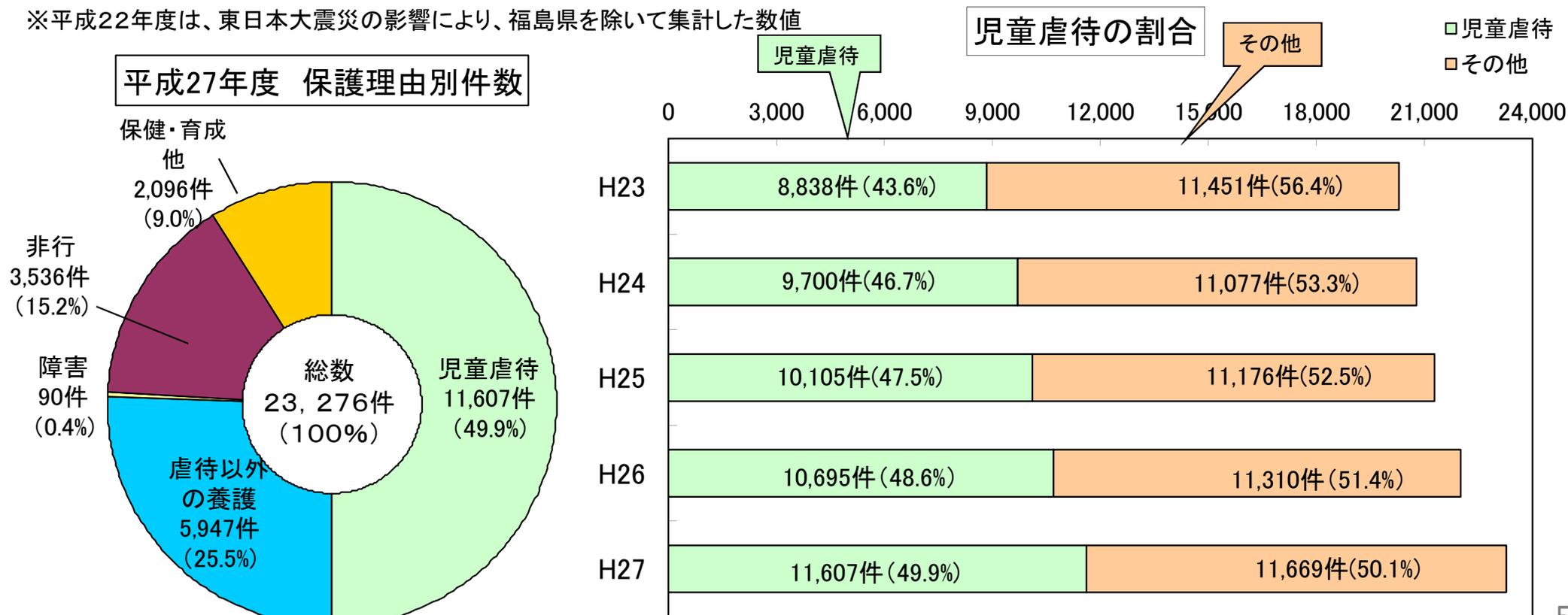


# 児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成27年度の一時保護所内の一時保護件数は23,276件であり、保護理由については、「児童虐待」が49.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が25.5%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総 数
平成23年度	8,838( 43.6%)	6,231( 30.7%)	276( 1.4%)	3,175( 15.6%)	1,769( 8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700( 46.7%)	5,825( 28.0%)	197( 1.0%)	3,092( 14.9%)	1,963( 9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105( 47.5%)	5,934( 27.9%)	104( 0.5%)	3,167( 14.9%)	1,971( 9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695( 48.6%)	5,918( 26.9%)	118( 0.5%)	3,199( 14.5%)	2,075( 9.4%)	22,005(100.0%)
平成27年度	11,607( 49.9%)	5,947( 25.5%)	90( 0.4%)	3,536( 15.2%)	2,096( 9.0%)	23,276(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



【出典: 福祉行政報告例】

# 児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成27年度の児童虐待が理由の一時保護件数は17,801件であり、そのうち一時保護委託件数は6,194件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約35%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,632件と約6割を占めている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一時保護所内	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]
一時保護委託	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]
児童養護施設	1,935( 43.8%)	2,279( 43.9%)	2,229( 41.4%)	2,539( 41.5%)	2,523( 40.7%)
乳児院	810( 18.4%)	1,050( 20.2%)	903( 16.8%)	1,090( 17.8%)	1,109( 17.9%)
児童自立支援施設	43( 1.0%)	64( 1.2%)	61( 1.1%)	74( 1.2%)	69( 1.1%)
情緒障害児短期治療施設	56( 1.3%)	62( 1.2%)	58( 1.1%)	66( 1.1%)	58( 0.9%)
障害児関係施設	267( 6.1%)	310( 6.0%)	371( 6.9%)	406( 6.6%)	452( 7.3%)
その他社会福祉施設	114( 2.6%)	150( 2.9%)	123( 2.3%)	132( 2.2%)	129( 2.1%)
警察等	189( 4.3%)	192( 3.7%)	282( 5.2%)	226( 3.7%)	399( 6.4%)
里親	532( 12.1%)	583( 11.2%)	662( 12.3%)	941( 15.4%)	783( 12.6%)
その他	467( 10.6%)	501( 9.7%)	693( 12.9%)	647( 10.6%)	672( 10.8%)
一時保護総数	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801

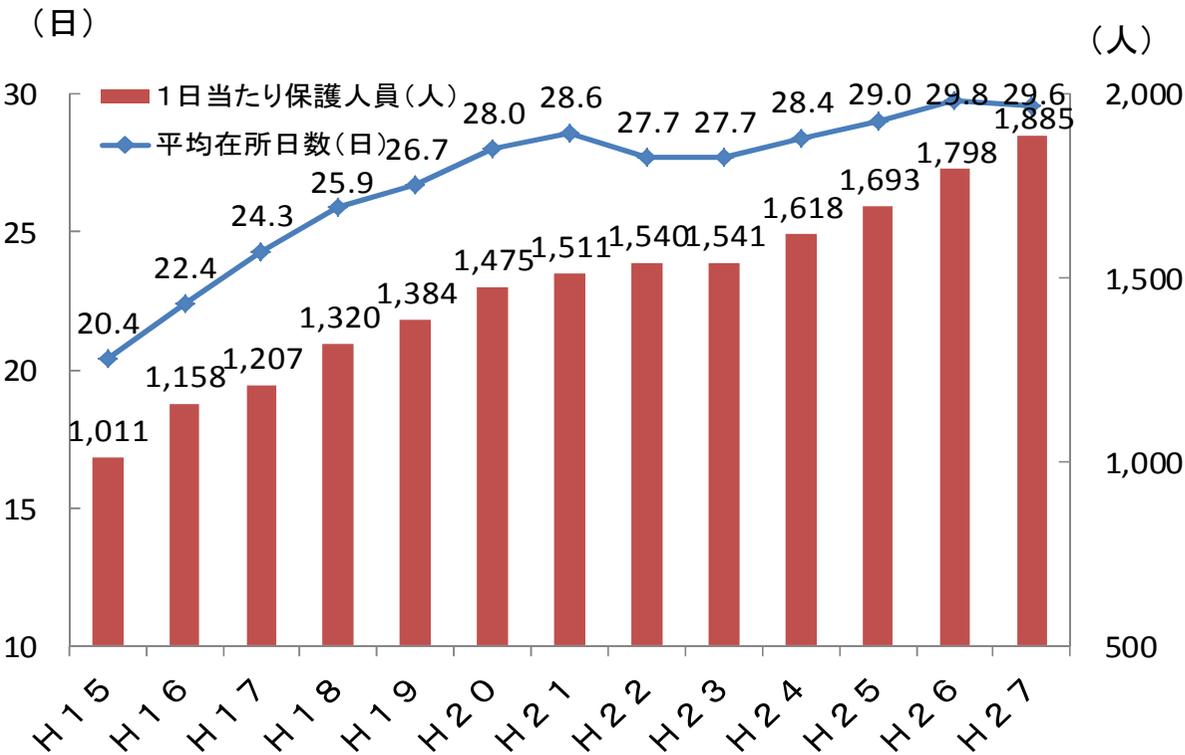
\* [ ]は、一時保護総数に占める割合。( )は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

# 一時保護所の現状

## 1日当たり保護人員及び平均在所日数

### ○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

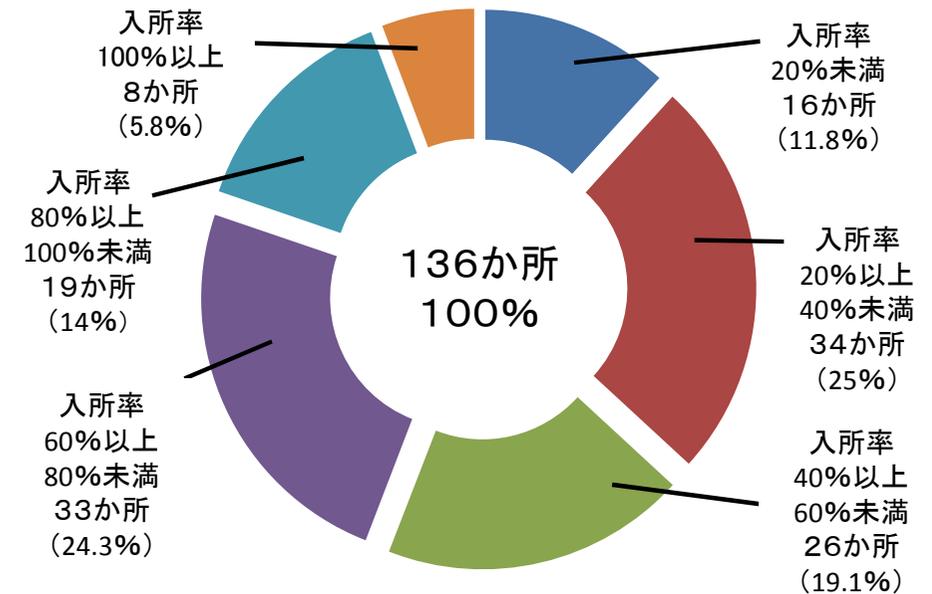


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

## 年間平均入所率

### ○ 年間平均入所率は保護所により様々

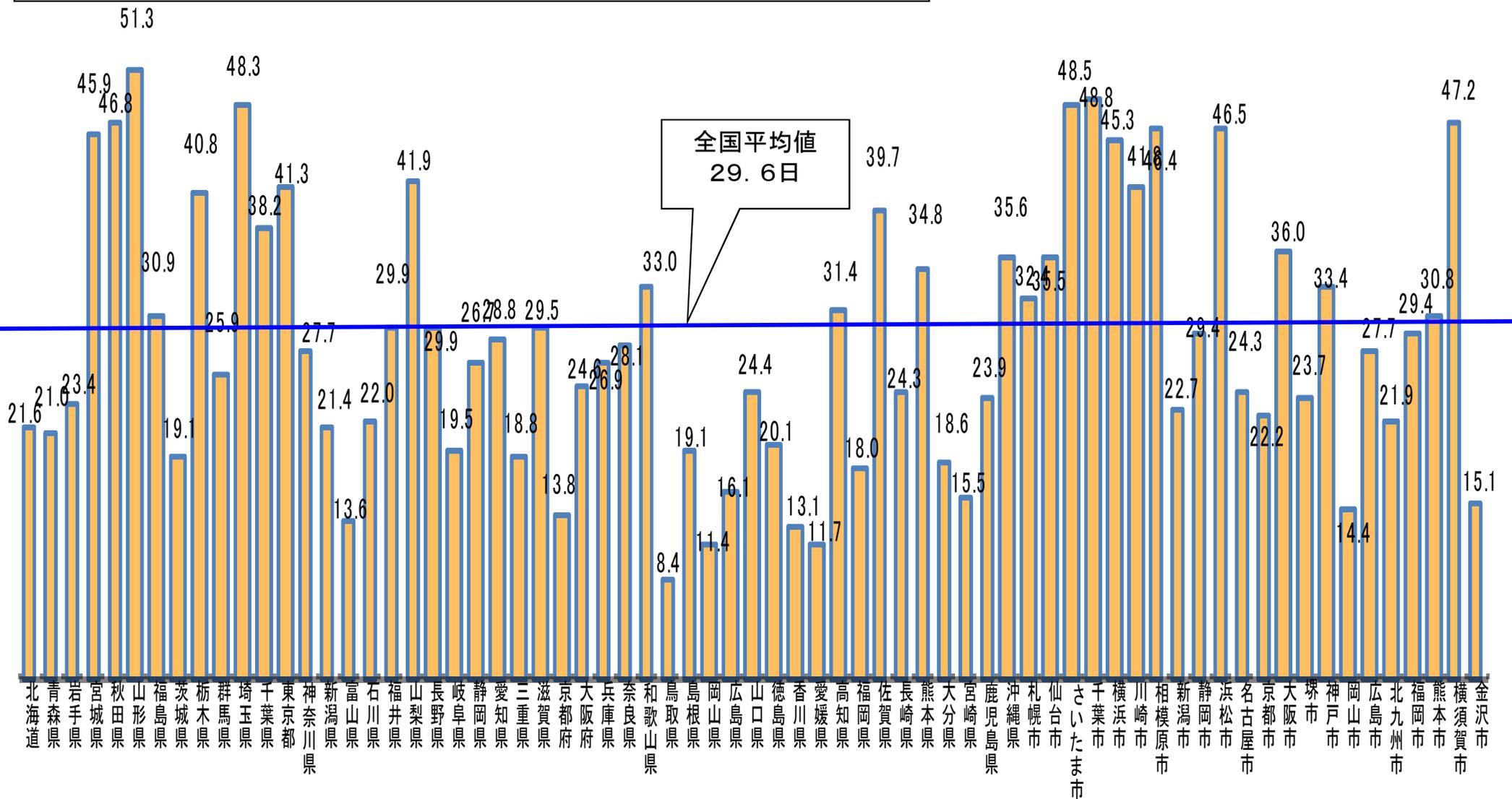


※H27.1～12の間の一時保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

# 都道府県等別一時保護所での平均在所日数

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
- 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 29.8日)
- (参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成27年度]

# 一時保護所における個別対応のための環境改善

## 【趣旨】

- 個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成27年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、前計画である「子ども・子育てビジョン」に引き続き、平成31年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すこととされている。

## 【現状1】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数：97か所（71.3%）

※一時保護所数：136か所  
（平成28年4月1日現在）

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
北海道	2	6	0	岐阜県	1	1	1
青森県	1	0	0	静岡県	1	1	1
岩手県	0	3	0	愛知県	0	2	0
宮城県	1	0	0	三重県	2	0	0
秋田県	0	1	0	滋賀県	0	2	1
山形県	2	0	0	京都府	3	0	0
福島県	1	3	1	大阪府	2	0	0
茨城県	1	0	0	兵庫県	1	0	0
栃木県	1	0	0	奈良県	1	0	0
群馬県	1	0	0	和歌山県	1	0	0
埼玉県	1	3	0	鳥取県	2	1	0
千葉県	6	0	0	島根県	3	1	0
東京都	7	0	0	岡山県	2	0	0
神奈川県	3	0	0	広島県	0	2	0
新潟県	1	2	0	山口県	1	0	0
富山県	1	1	0	徳島県	1	0	0
石川県	2	0	0	香川県	1	0	0
福井県	0	2	0	愛媛県	3	0	0
山梨県	1	1	0	高知県	1	0	0
長野県	1	1	1	福岡県	4	0	0

## 【現状2】

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
佐賀県	1	0	1	静岡市	1	0	0
長崎県	1	1	0	浜松市	1	0	0
熊本県	1	0	1	名古屋市	2	0	0
大分県	1	0	0	京都市	1	0	0
宮崎県	1	2	1	大阪市	0	2	0
鹿児島県	1	1	0	堺市	1	0	0
沖縄県	2	0	0	神戸市	1	0	0
札幌市	1	0	0	岡山市	1	0	0
仙台市	1	0	0	広島市	1	0	0
さいたま市	1	0	0	北九州市	1	0	0
千葉市	1	0	0	福岡市	1	0	0
横浜市	4	0	0	熊本市	1	0	0
川崎市	2	0	0	横須賀市	1	0	0
相模原市	1	0	0	金沢市	1	0	0
新潟市	1	0	0	合計	97	39	8

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置
- ③ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
- ④ 個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などによる生活空間の小規模化（発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合）
- ⑤ 子どもの状況に合わせて居室を提供（グループ分け）できるよう、居室を小規模化
- ⑥ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施
- ⑦ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう、施設等と取り決めの実施
- ⑧ その他（例：臨時職員の配置、必要に応じた面接の実施 等）

# 一時保護された子どもの処遇向上に関する予算について (平成28年度補正予算・平成29年度予算)

虐待を受けた子ども等の一時保護は、「児童相談所が一時保護所で実施する場合」と、「児童養護施設等に委託して実施する場合」があり、それぞれにおいて、以下のとおり子どもの処遇向上を図る。

## 1. 児童相談所の一時的保護所における処遇の向上

- ◆ **個別対応の推進や混合処遇の解消を図るための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>  
児童相談所の一時的保護所において、年齢、性別、入所事由(虐待、非行等)、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、①個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替等、②入所児童の処遇環境の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等の整備を行う。
  - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
- ◆ **一時保護所におけるきめ細かいケアの推進(一時保護機能強化事業)** <29年度予算・児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数>  
子どもの日常生活に寄り添って丁寧かつ専門的なケアを行う心理担当職員等を配置する。
  - ・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @1,635千円(年額)
  - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **一時保護所における第三者評価の受審費用の創設** <29年度予算・児童入所措置費等1,227億円の内数>  
一時保護所において、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する費用を創設する。
  - ・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @308千円(年額)
  - ・ 補助率: 1/2

## 2. 一時保護委託先となる児童養護施設等における処遇の向上

- ◆ **一時保護児童の受入機能強化のための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>  
委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で、きめ細かいケアを受けることができるよう、4人~6人の一時保護児童の受入のための小規模グループケア設備の整備を行う。
  - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
  - ・ 対象施設: 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設
- ◆ **児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>  
一時保護児童の受入機能強化のための整備(上記)を行った施設に対して、受入経費を加算(※対象施設は都道府県等が指定)
  - ・ 1施設当たり加算額: @17,800千円程度(年額) → 専任職員2名+非常勤職員を配置
  - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **里親への一時保護委託手当の改善** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>  
家庭養護を行う里親への一時保護委託を推進するため、平成28年度から委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善